

都市問題パンフレット

№ 26

東京市政調査會

時事新報社
説委員

近藤操

東京都制問題小史觀

——特に區域問題の解決策に就いて——

0A2-213

東京都制問題小史觀

——特に區域問題の解決策に就いて——

近 藤 操

一、都制案の兩系統——二、市郡併合と都制問題——三、市域擴張後の都制案——四、内務省案と時勢の影響——五、都制案の主要目的——六、三多摩包容の論據——七、關係疎密の程度——八、東京、川崎、横濱と残存郡部——（追記）、東京市と五大都市との差別待遇

一 都制案の兩系統

防空演習の夜、燈火管制の爲にろうに本も讀めない、暗い蚊帳の中に横臥した儘、ラジオに耳を澄ましてゐる間に考へたことである。アナウンサーは何度も「東京、川崎、横濱三市の共同防衛」を繰返す。横濱と川崎とは神奈川縣で、東京市とは平生あまり共同の仕事をしていないのに、防空演習だけは年々共同でやつてゐるのは何故だらうか。

一旦交戦状態に入つたら、敵の飛行機は、我が戦意を屈せしめる捷徑として、一國の神經中樞たる都市を爆撃の爲に來襲する。帝都と工業地と貿易港とが、連續して海線に横はつてゐる以上、之は一括して攻撃の目標になる。今夜は東京だけを片付けて、神奈川縣下は管轄が違ふからいづれ明晩、などと云ふ悠長な話は絶対にあり得ないからだ。即ち過去の沿革、現在の行掛りを無視して、有りの儘の現實に打つかつて行くのが、戦争の當然なるが故に、東京、川崎、横濱の三市は、府縣界を撤して共同防衛の必要を生ずるのである。

「戦争は暴力の無限的行使である」とクラウゼヴィッツ將軍は定義した。戦争の暴力に對して、行政的境界などは、最弱の抵抗でもあり得る筈はないのである。けれども無限なる活動は、獨り戦争ばかりではあるまい。若干の制限があつても、文化と經濟の必要に促されて、都市の外延的擴大も亦しばしば無限なる發展を示す。少なくとも行政區劃などで阻止し得るものではない、昭和七年以前の東京は、市郡の境界を超えて、郡部にはみ出してゐた。現在の東京が府縣の境を超えて、隣縣にはみ出してゐることも、否認することの出来ない事實である。東京、川崎、横濱三市の共同は、戦時の防衛ばかりではなくて、文化と經濟との平和的活動に於て、既に幾多の共通なるものを證明してゐるに相違ない。

防空演習が行はれた日より十日ばかり前に、牛塚東京市長の都制私案が發表された。都の區域を現在の東京府を以てする點に對して、私だけの異見を同市長に表明して置いたが、獨り牛塚市長に限らず、東京都制をどれだけの地域に施行するかに就いて、現在の市域を以てするの當然なるを思ひつゝ、八王子及び三多摩の處分に困つて、現在の府域を其まゝ引直さうと云ふ姑息案に落つく人は、決して少なくないやうである。之は東京都制の問題を、東京府市だけで小さく片付けやうとするからではなからうか。都市發展の無限性を忘れて、沿革的行政區劃に餘りに膠着する結果ではなからうか。本稿は此疑問から出發する。

東京市に一般中小都市と異なる特別の制度を布くことは、明治二十一年市制公布當時から五十年に垂んとする懸案である。新制度の名稱を府とし、市とし、將た都とするものあり、又帝都單獨の特別制度、或は大阪、京都の兩市と共に、或は之に名古屋、神戸、横濱の三市をも加へた所謂六大都市として、大都市制度に依らしめんとする等の區別はあつても、便宜上こゝでは、此半世紀近い間に發表された東京市に關する特別制度の諸提案を、假に悉く東京都制案と名づけて置く。

是等諸提案の内容は種々雑多である。都の首長の官選公選、都の區域を現在の府域とするものと市域とするもの、都の下に區の自治權を大に擴大せんとするものと、之を成る可くは行政區に止めて置かうとするもの、其他都制の各要目に就いて對立する異論を因子とする幾多の組合せが、夫れ／＼の都制案となつて現れてゐるのである。しかし此組合せの中に、大體二つの系統があることを明かに看取し得る。それは都の體制を、府縣制に近いものにする趣向と市制に近いものにする趣向とである。

内務當局の意向、及び貴族院側の提案は、大正十一年發表の内務省未定稿を除き、常に府縣制の機構を以て都制に擬するものであつた。都長を官吏とし、通例、管下の區、及び町村に府縣制下の市町村と略ぼ同様の自治權を與へんとするものが多く、今の府縣會の權限を幾分自治的に擴充したゞけで、從來の東京府を廢する案と概稱す可きものであつた。而して都の區域は、現在の府域を以てするのが其典型的なるもので、現在の市域を以てする案に於ても、東京市側の都合よりは、殘存郡部の方の都合を本位として考へる傾向が強い。之が官治的都制案の系統である。

之に反し東京市又は六大都市の希望、及び衆議院側の提案は、常に市制の機構を以て都制に擬し、府の管轄以外に、府縣と並立して、府縣の實質を兼有する新自治體を要望するものであつた。都長は必ず公選で、區の自治權をあまり擴大することなく、寧ろ可能ならば完全なる行政區として、都市中央集權を確立せんとする傾向があり、今の市長に府知事の權限を、今の市會に府縣會の權限を委譲して、從來の東京府を廢する案と稱す可きものである。而して都の區域は、例外なく現在の市域を以てし、殘存郡部の始末は別に考慮するといふのが殆ど共通の建前である。之が自治的都制案とも稱す可き系統である。

明治二十二年五月、全國に地方自治の新制度たる市制町村制が布かれたけれども、東京市は京都、大阪の兩市と共に、府知事が市

長を兼ねる官治的な市制特例に律せられて、大都市なるが故に却つて自治權を制限された。市民、市會、衆議院は、此特例撤廢の要求を續けること十年、漸く明治三十一年九月限り特例は廢されて、東京以下の三市は完全な自治體となつた。しかし夫れは他の中小都市と同格の自治體となつたと云ふに過ぎない。都制に關し納廢相容れざる兩系統の觀念は、早くも市制草創の最初から對立を示してゐたのである。

明治二十六年、第五議會に於て貴族院に上程されて審議未了に終つた議員提出の府制法律案、及び二十九年第九議會に政府が提出して貴族院の審議中に撤回した東京都制案、武藏縣設置案、及び都縣の連帶費用に關する法律案以來、昭和八年第六十四議會に政府が提出して衆議院で審議未了に終つた東京都制案まで、四十餘年間六十回の議會を経過する間に、政府の官治的都制案は二回、變則の六大都市昇格案たる區制案一回、貴族院提出の官治的都制法律案六回、衆議院提出の自治的都制法律案十五回、同院に於て建議案の可決二回に及んだ。貴族院の提案は總て明治時代に屬するが、同院で可決された案は、悉く衆議院で擯棄され、衆議院可決案は貴族院で殘らず否決又は擯棄に會してゐる。官民抗争の深刻にして非妥協的なこと、この東京都制案の如きは、日本の立法史上稀なる所である。院外では大正八年東京市會議決の東京市制案、十一年春内務省發表の都制案要綱未定稿、十三年の臨時大都市制度調査會答申に基く内務省の都制案、及び昭和五年の大都市制度調査會答申など、示唆に富む兩系統の諸案がある。

併しながら昭和七年東京市の隣接五郡併合は、此問題に新なる既成事實を附加し、之より以前の東京都制諸案は、今後の實際的解決に就いて、最早や前史的存在と化し、文献的價值以上のものではなくなつたのである。

二 市郡併合と都制問題

昭和七年十月一日、東京市は隣接五郡八十二ヶ町村、即ち大正十一年四月決定の東京都市計畫區域から、北多摩郡の二村を除いた區域まで市域を擴張して、人口五百萬を稱する所謂世界第二の大都市となつた。此大擴張が都制と目的を同じくし、且つ之を促進す可く分離して即行されたものであることは明かである。同年五月五日、

藤沼東京府知事が東京市の境界變更を内務大臣に内申した際に添附せる「市域擴張を必要とする理由」は、述べて最も要を得たものであらう。

即ち(一)東京市の區域を、住民の社會的、經濟的及び政治的生活の實際領域と合致せしめ、以て統合的自治體を構成し、關係住民の共同利益伸長を圖る必要があり、隣接町村の包容は此目的の爲に「唯一最善の方途」である。(二)隣接町村の急激なる人口増加と都市化に鑑み、市内人口と日常生活の利害相通し、相倚相助の有機的一體を成し、同一不離の生活關係に在る郊外人口を包容することは、大都市行政上の先決問題である。(三)不在市民たる郊外居住市内通勤者に市政參與の機會を與へる。(四)財政能力の擴充と經費の合理化を圖り、以て都市施設の遂行を容易ならしめる。即ち人口の流出による郊外の地價家賃等の昂騰その他急増せる諸稅源を市に歸屬せしめ、又負擔の不公平を改め、郊外居住者に都市施設を享有せしめる爲には、隣接町村を東京市に合併する外ない。(五)帝都の安寧秩序と市民生活の福祉安康を増進する。即ち郊外町村の不十分な警察警備消防等の保安施設を完備する。(六)都市計畫法及び市街地建築物法に基く大都市構築の基本的諸施設の統制を容易ならしめ、其目的達成を期する。(七)交通運輸、上水道、下水道等の公營事業の綜合的計畫を樹立し、其普及改善を期する。(八)教育行政、社會事業、保健衛生等、各種施設の統制を圖り、其普及改善を期する。(九)産業の開發振興の爲め、事實上の一經濟團體たる隣接町村を市に編入して、有機的統制を圖る。(一〇)都制實施促進上必要である。即ち東京市には特別制度の必要あり、其要望も年久しいのに今以て實現しない。「然れども都制實施に先ち現行法の下に於て大東京の地域を確定し、都制實施に備ふるの必要ある可し。之を我國五大都市の實例に徴するに、名古屋、大阪、横濱、神戸、京都の各市は悉く既に隣接町村の市域編入を完了し、略ぼ市域と大都市地域とを合致せしむることに成功し、大都市制度の實施に備へたり。唯獨り東京市のみ其解決を遷延し來れるを遺憾とす。要之、都制實施の要望切實なる秋に當り、先づ以て地域を擴張して大東京の形態と實力を備へ、以て都制實施の速かならんことを期するの必要あり」と云ふ十項目の理由書であつた。

政府が市郡併合を異議なく許可したのは、右の理由を認めた結果と解せられ、従つて「大東京の地域を確定し都制實施に備ふる」と云ふ併合理由も亦政府の首肯する所であつたと云はねばならない。而して都制問題以外の

九理由は、獨り昭和七年に於ける東京市及び隣接町村の状態に對してのみならず、都市發展の如何なる場合に對しても等しく適用し得る市域擴張の共通理由と認められるので、此際に於ては都制問題促進こそ、市域擴張理由中の最も特殊的決定的なる推進動力であつたと見る可きである。此事も當時の内務省當局は承知の筈であつて、政府は此時、東京都制の地域的條件を充足するものとして、市郡併合に賛成したことは疑ない。更に藤沼府知事が同じく内申に添附せる、區域を五郡とした理由書の第六項にも、擴張が必然的に都制を促進し、新市域が將來の都域と重要關係あり、後日に問題を殘さぬ爲に五郡全町村を編入して豫め都制實施に備へる旨を確言してゐるのであるから、異議なく之を容れた政府は、新市域を以て將來の都域とすることを、暗黙に承諾したものと何人にも認められる態度であつたのである。

市郡併合の内申を内務大臣に提出すると同時に、藤沼府知事が發表した聲明中にも、「市域擴張の結果は必然的に都制施行に至る可きものと考へらるゝので、此際帝都經營上適當な區域を決定し、之が基本的要件を準備し置くことは、都制施行促進上最も肝要なことと信ずる」と、市域擴張を五郡の範圍に決した一理由として述べてゐる。市郡の境界變更は、内務大臣の内諾を得た後、府知事から關係市町村會に諮問する規定である。其咨申案を審議する東京市會に於て、永田市長も亦、議員の質問に答へた中で、出来るならば市域擴張に依らず都制案で行つた方が簡單明瞭で一度に済むけれども、都制案を先に出しても議論倒れで一向進捗しないと云ふ從來の經驗に鑑み、今日先づ市域を擴張して都制案速成に資したい旨を語り、「此方法で五郡の併合を致して置きますれば、即ち東京府と東京市は恰も重ね餅のやうな具合になりますので、どうしても特別市制と云ふものを當局に於て考へざるを得ない立場に置くものと思ひます。随つて此事が決定しますれば、必ずや都制案が遠からずして出來上るものであると確信して居るのであります」と明言した。

政府に此點の見通しなくして許可する筈はないと認められ、市長、府知事の如き責任當局者の確信が、斯くの

如く一致してゐる以上、世間の何人も東京市域の大擴張は即ち都制實現の重要な一段階であり、都域に關する從來に缺けたる要件を初めて完成したものと見たのも無理はあるまい。當時の輿論を代表せる新聞紙の論調に徴しても、將來實現す可き東京都制は、今こゝに其區域篇を既定事實化し、最早や異論を挟む餘地がなくなつたやうに感じた世人の印象を察するに足るものがある。

五郡の併合により東京市が自ら將來の都制區域に對する準備を完成したと云ふ事實は、同時に斯くて實現さる可き都制は、必然に都市側の多年主張し來れる自治的都制案と骨子を等しくするものでなければならぬと云ふ印象を與へたのであつた。然るに此印象が半歳ならずして完全に裏切られて、市郡の大併合を忽ち無視する反動的都制案が、政府に依つて提出されたのである。否な市域を擴張したことが、府の殘存部分の處分を一層困難にすると云ふ理由で、府域都制の論據に逆用されるに至つたのである。事ここに至れる原因は種々あるであらう。市域擴張の祝酒に酔ふ東京市會に、掩ふ可からざる腐敗が擴大しつゝあつた。苦々しい感情を以て此市郡併合を白眼視する三多摩住民の執拗なる運動があつた。三多摩の阻止運動を抑へんが爲に、市郡併合の功を急いだ當局者は無責任な空手形を振出した。市郡併合を許可した内閣が其指令を出した日に任を離れた。而して日本の所謂非常時が急激に發達しつゝあつたのである。

三 市域擴張後の都制案

市域擴張の直後、東京市政調査會が、依頼者たる東京市長に對して答申した「東京都制案要綱」は、都制問題

に關する當時の一般輿論を、最もよく代表せるものであつた。調査立案の顛末に鑑みても、出来上つた内容に徴しても、市域擴張と必然的直關係ある次のステップとしての、最も手つ取り早い實現の可能性を狙つた都制案と稱することが出来るであらう。審議参加者には、兩院議員あり、府市會議員あり、官吏あり、學者あり、府市政擔當の經歷者あり、他都市の理事者あり、各方面の識者をよく選抜配合せる顔觸であつて、民間の一私案と稱して無視し去ることの出来ない代表的意見であつた。而して自治的都制案の系統に於ても亦典型的のものであつたのである。

即ち新市域を以て都域とし、殘存部分を獨立自治團體として、都との共同處理事件には市町村組合の例に準じて措置する。「但し之が爲に現在の財政狀態に激變を來さしめざる様、都をして相當措置せしむべき事」と云ふのが、此要綱の區域案であつた。都長は現市制の市長選任の例に依つて公選し、市長と府知事との權限を兼有すること、都議會、都參事會は市會、市參事會の例に依るが、唯だ「現行地域代表制に依る都會議員の外に、知識經驗の士が都制に參與し得べき適當なる制度を考慮し度き事」が聊か現狀改革の示唆であつた。都吏員、區長、區制度、區財務は市の現行制度に依り、都の財務は現在の府市を合したものとする趣向である。

この都制案要綱が發表された當時、私は時事新報社説に於て、都長公選論を援護した最後に、「其他の條項は概ね現市制に依り、警察權の委讓問題にすら觸れてゐないのは、少しく物足りないが、目的は二重監督離脱であり、府縣よりの獨立である以上、他は後日に俟つて漸進實現を期するに若かず、吾々は市政調査會の都制案要綱の態度を、大略に於て實際的と認むるに躊躇しないものである」と評した。併し之は寧ろ同情ある方の見方であ

つたかも知れない。昭和四年の所謂市政淨化運動で選出された東京市會議員が、其頃になつて傳統的腐敗の幾多の事實を暴露し初めたので、市政刷新の聲は次第に高まりつゝあつた。淨化運動失敗の實證を眼前に見てゐる以上、最早や制度改革の外ないと云ふ見解も普及しつゝあつた。然るに現市制の機構を其儘に都の議決機關と執行機關に擬せんとする此要綱では、市政刷新の意味に於ける都制促進論者を満足せしめ得ないことは事實であつて、急進的理想論者への向ふ受けは、餘りバツとしなかつたであらう。此穩健なる都制案要綱は輿論を喚起すること、意外に少なくして終つたやうである。

昭和八年三月、第六十四議會も残り少なくなつた頃に、政府から突如衆議院に提出された東京都制案は、明治二十九年以來、絶えて久しき政府の正式提案であるのみならず、官治的都制案の典型的なる内容を備ふる點に於て、前の市政調査會案とは正に對蹠的相違あるものであり、前年十月完成したばかりの東京市域擴張の既成効果を、殆んど完全に無視した暴斷であつた。然も此案に對する各方面の支持は意外に強靱なるものがあり、今以て政府系の基礎的都制案として想定されてゐるのは此案である。

此六十四議會には六大都市選出議員から「六大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案」が提出され、衆議院では東京市の區域のみを從來の市域ではなく府域によることゝ修正の上「政府は本議會に東京都制案を提出す可し」と云ふ決議を附帶して可決されたが、案の送付を受けた貴族院の本會議に於て、政府當局は此案に不賛成なること、東京都制案は研究中だが内容複雑にして尨大なるが爲め本議會には提出し得ないけれども、次議會には提出するつもりであることを言明した。しかし東京都制に關する内務省案は前年秋の市域擴張當時、市政調査會案の

發表に先立つて逸早く其骨子が世間に發表されたものであつて、此頃には提案の準備が恐らく出来てゐたものと察せられ、唯だ眞に案の骨子を發表してサウンドした輿論が、徹底的に内務省案に反對であつたことに氣遅れして、今議會不提出を言明したものと一般には觀測されたのである。

然るに恰も其頃は熱河攻略と聯盟脱退決定により國民の非常時意識が最高調に達した時期であり、東京市政は極度の腐敗を暴露して、市長も議長もない體たらくで、無責任な自治否認論さへ唱へられ、自治市政に於ても亦一大非常時であつた。内務省内にも政略家があつたのであらう。此客觀的情勢を認めた政府は、突如二週間前の言明を裏切つて、三月十日、東京都制案を「今日ニ於テハ特ニ其ノ必要切ナルモノアリ」との理由の下に衆議院に提出したのであつた。全文三百二十一條の長大なる此一大法典の内容は、現在の府域を都域とし、各區を大體市に準ずる自治體にまで權限を大ならしめ、八王子、三多摩及び島嶼は現制通りとし、官吏の都長と、府會府參事會同様の都會都參事會を置き、都税は府縣稅に準じ警視廳は今のまゝ存置する等、要するに自治東京市を廢する案であつて、傳統久しき官治的都制案の系統に於ても、官僚的見解の最も露骨なる表現であつた。

東京市政の現狀に對しては、隨分愛憎を盡かして居つた輿論ではあるが、自治東京廢止を内容とする此官僚的都制案と、政府の火事泥の提案態度に對しては、舉つて反對を表明した。衆議院に於ても此意味の反對論があつて、都長を公選に、區域を昨秋完成した新市域に改案す可きことを政府に問ふものもあつたが、此二點に關する限り政府は改案をも修正をも肯じないと云ふので、結局審議未了には終つたけれども、一時院外の原案支持運動は甚だ猛烈なる氣勢であつた。八王子三多摩の大舉陳情は、都域から除外されることを恐れたものであり、東京

新市域二十區の區會議員の猛運動は、區が市に昇格する利益を狙つたものであるが、六大都市側が此自治體廢止案の爲に表裏に亘つて猛烈なる運動を續けた中にも、東京市の代理市長たる齋藤助役も其一人であつたことは、自治的都制主張の傳統に反する奇怪なる行動と云はねばならない。大都市側の此運動は、案外深慮に出でた戰術であつたかも知れないが、特別市制さへ布かれるならば、自治は棄てゝも構はないと云ふ態度とも受取られ、自治擁護の信念が極めて薄弱なることの印象を免れないのであつて、市政不振の重要な原因を、圖らずも茲に暴露したものであつた。

都制さへ與へられるならば、其内容の如何を問はないと云ふ此時の運動は、併しながら、其後新東京市會に依つて訂正された。昭和九年一月、第六十五議會の休會明けを前にして、東京市會は都制促進に關し政府に提出せる意見書に於て、都の執行機關たる都長は、「假令ひ暫定的官選なりとも、自治の本義に鑑み絶対に承服し得ざる所」と強調して、都長公選説を主張し、世論また官治案に不利と見たのか、此議會には遂に政府の都制案が再現しなかつた。九年七月、岡田内閣成り後藤内相就任して、新官僚主義の勢威頓に盛んなるの評あり、昭和十年春の第六十七議會には、例の官治的都制案の再現を期待したものであつたが、遂に研究を名として提案なく、五月に及んで東京市政の監査に着手したのは、其目的都長官選の具體的論據を求むるに在るの風説がある。牛塚東京市長都制私案が發表されたのは、此市政監査中のことである。

牛塚案は要するに從來の官治的都制案と自治的都制案との兩系統を折衷せんとする案と認めらる。即ち都の區域に就ては、府域を以てする點に於て、昭和八年の政府案に等しく、八王子三多摩をも區とする點に於て一層

この地方を都域的に優遇したものである。都會の組織は現市會の如く、其職務權限は府會の如くであるが、被選舉權に納稅資格を復舊し、女子選舉權を認め、都會議長は都長が兼ねると云ふ點に於て、新機軸を見る。都長は都會の公選による點に於て、現市制に等しいが、都會解散權を有するのは、ストロング・メーヤーの新趣向であり、一部警察事務を都長に附與する案も、都市側の久しき希望であらう。都財政は自治的都制案の通則として、府市稅合算額に當る都稅と、獨立稅の課稅權を要求してゐる。區の權能は擴張すると稱するが、事實は都の中央集權主義なる點に於て、自治的都制案系統の傳統觀念に出づることは明白である。

牛塚市長は昭和四年より六年まで東京府知事としての經驗を有する官吏出身者である。而して昭和七年十月の市域擴張の際にも、府知事の經驗に基づく官僚的見解としての「都制問題」を公表してゐる。當時の案は斷片的のものであつたが、都の區域は東京府の全區域たる可しとて、三多摩の都域編入を強調せる點は一貫して變らない。都を名譽的に代表する公選都長の下に、官吏たる都務總監を置いて、事實上の官治主義を實行することゝ、區の自治權を大擴張して、現行の市と同格にすることの二點は、六十四議會の政府案と一脈相通するものがあつたのを、今度の私案では完全に改めてゐる。

蓋し市長たる經驗が牛塚氏の都制觀念に此變化を生ぜしめたものであらうが、其經驗の痛々しいまでに滲み出てゐるのは、執行機關の強化と議決機關の權能削平策であらう。都長が議長を兼ね、都會事務局を改組して議員策動の機關たることを防ぎ、都會の職務權限を府會の如く制限列舉主義によらしめ、其開閉、及び會期の規定、議員發案權の制限、歳費支給の基準法定、議員懲罰規定等みな此目的に出で、其解散を容易ならしめ、會計檢査院による都會計の檢査なども、其必要を最も痛感しつゝある人は、恐らく牛塚現市長なのであらう。如何にも現市制の下に於ける不如意の市長の理想案らしいもので、議決機關の橫暴牽制策として、示唆の最も豊富なる一案

と稱しても過言ではあるまい。併しながら牛塚案に於て、私の最も注目したのは、其區域案が、先年の政府案よりも一層、市域擴張の意義を輕視せる點である。

四 内務省案と時勢の影響

東京の市域擴張と、此事業を補完するものとしての市政調査會立案の都制案要綱を、自治的都制案系統の代表的なる表現とし、第六十四議會に政府提出の東京都制案を、官治的都制案系統の典型的表現とすれば、半世紀に亘る都制論争は、少くも妥協の方向に進まなかつたばかりでなく、寧ろ双方ともに理論を純化して、對照を一層明確にして來た觀さへある。しかし過去四十餘年の都制案史を回顧するに、自治的都制案を主張する都市側、衆議院側の態度は、略ぼ一貫して着々實際的の歩趨を運んで來たのに反し、官治的都制案を支持する側、殊に政府官僚の此問題に對する態度は、徒に右顧左盼する無確信に終始し、政治勢力の消長に従つて、其官治的色彩に濃淡を異にしたものであつた。地方制度に於ける官僚的勢力を、如何にして自治權擴張から防禦するかに腐心した歴史と評してもよからう。其最も讓歩した表現は、恐らく大正十一年二月内務省地方局より未定稿として發表された「東京都制案の綱要」であらう。即ち市を以て都とし、郡部を武藏縣として獨立せしめ、公選都長を置き、略ぼ市會に準ずる都會の制度とし、都の財務を概ね府市を合したる規模とする點に於て、自治的系統の都制案の趣意を採用したものであつた。唯だ市制に準ずる區の權限擴張が、官治案系統の殘滓を示すに過ぎない。時恰も政黨勢力の頗る旺盛なる政友會内閣時代であつたことは、政府の斯かる未定稿發表に見通す可からざる政治

的背景である。

然るに其後十年餘を経て、官治系統案の典型的表現を憚らざるに至つた政府當局の逆轉は、果して何に原因するか。私の所見を以てすれば、政府部内に於ける都制研究の進歩によるものではなくして、所謂非常時に乗じた官僚勢力の勃興を、東京都制案の上に反映したものである。

試みに東京市域の擴張當時、及び第六十四議會に於て、政府が都制案不提出を言明した二月二十四日から、此言明を裏切つて突如提案した三月十日頃の、内外の情勢を一瞥して見よう。二月二十一日に日滿聯合軍の熱河攻略が開始され、三月四日に省城承德に入城し、三月十日には支那軍に對する長城線撤退要求が致された。七年十月東京市域大擴張の翌十月二日にリットン報告の發表以來、ゼネヴァの形勢は日に我國に非であつたが、遂に國際聯盟の臨時總會に於て、四十二對一の不幸なる對立の下に、松岡代表が日本の聯盟袂別を演説したのは、實に政府が東京都制案不提出を貴族院に言明した二月二十四日のことであつた。國民の非常時意識が最も高調に達したのと反比例して、議會政治もしくは之に準ずる當時的勢力は屏息するが如くに見えた。而して前年九月に文官分限令の改正に依り、所謂身分保障を獲得した官僚の意氣は、斯かる形勢に乗じて頗る昂然たるものがあつた。

恰も此時である。東京市政は官僚の攻勢的態度に絶好の目標を與へた。前年九月にはガス疑獄、十一月には議長選舉疑獄、十二月には東部墓地疑獄、此年一月下旬には市長選舉の疑獄と、連續して醜態が暴露され、市會は議長を初め多數の議員が未決監に在り、昭和四年選出された淨化市會の末路、轉た蕭條たるものであつたと同時に、市役所でも永田市長は責を引いて職に在らず、二助役一局長は疑獄に連座して拘禁され、留任せる責任者は齋藤助役一人と云ふ未曾有の醜態で、東京市自治市政の信用は殆ど地に委したのが三月頃の形勢であつた。三月十六日に行はる可き市議選舉を目標とする市政刷新運動が起りつゝある一面には、野心家の後任市長急進運動が再行はれ、市政の現機構に對する極度の悲觀論が人心を支配しつゝあつたのである。

斯かる背景の下に政府が突如第六十四議會に提案した東京都制案は、其實現を利益とする多くの支持者に依つて、今尚ほ都制の基礎案なるかに信ぜられてゐるが、要するに國民の非常時心理と、東京市政の極端なる醜態と

に乘じ、官僚主義を高調せんとする際物的產物であつた。反對論攻撃の焦點は主として都長官選制に在つたが、より一層攻撃に値する點は、前年十月の市域擴張を全然無視する都の區域案である。尤も此都制案を提出した當時の内務當局をして云はしむれば、市域擴張は五・一五事件直前に、大養内閣の鈴木内相が内諾を與へ、五月二十四日、同内相最後の事務として正式に許可したものであつて、其後に更迭した齋藤内閣の山本内相は、一切のお膳立てが出来てから就任したので、十月一日の併合實現には實質的責任がないと云ふ辯もあつたかも知れない、併し之では東京都制問題の實際の動向を無視する黨爭政略家的詭辯であつて、内務省事務方針の豹變は掩ふ可くもない。

要するに都制問題に對する政府の見解は、時勢の影響に依つて變轉常なき無確信のものである。事務官僚の都制觀念は明に官治案的系統であるが、政黨勢力が強ければ、自治案系統の都制論が部内の大勢を支配し、官僚勢力が盛返せば官治案的色彩が濃厚になる。如何なる政黨勢力であるかに依つても亦異なる。政民兩黨ともに都制政策を公表はしてゐないやうだが政友會員が、内相のときは自治案的、民政黨員が内相のときは官治案的傾向を、都制問題に示すのが從來の事實の證明する所である。斯くの如く豹變する政府の態度であるから、第六十四議會提案の都制案も、亦必ずしも確信の產物ではなく、斯かる官僚主義の極限的表現は、非常時と共に緩和し解消す可き運命に在るものである。民論と正面衝突しつゝ實現を圖らうとするならば、少なくとも實際的ではない。しかし此官治案を理想として其實現を期せんとする各勢力の連衡的運動が陰に續續されてゐることは事實であつて、此案の實現に關し時の政府の所見如何に拘らず、今後とも根強い推進動力となるであらう。兎に角、東京

都制は政府案に依つて實現せんとするものに、内務省の保護下に在る都市研究會、全國市長會その他の官僚別働隊があるであらう。何でもよいから都制を即行して貰ひ度い意味で、内務省案すべて鵜呑みと云ふ立場をとる五大都市の當局者及び選出代議士の勢力がある。全府域を以て都城としなければならぬと躍起運動を怠らないものに、八王子三多摩の市町村當局者、府會議員、及び此地方を背景とする政客がある。區の自治權を擴大して市制並みにする案に望をかけて、「東京都制即時實現を期す」のポスター宣傳に努めるものに、全市三十五區の區會議員を横斷する聯盟がある。都長官選論の支持者を中心として、是等諸勢力が六十四議會の官治的都制案實現の爲に、もしくは他の都制案不實現の爲に、連衡してゐるのである。

今後政府案の内容に變化があれば、此連衡勢力にも亦變動を生ずること必定であらう。けれども都長官選を政府案の内容とする限り、之だけ單獨でも相當の支持勢力を想定し得る。大體、市政の現制度に愛憎を盡かした改革論者と官僚系が其主なるものであらう。自治は結局腐敗す可きものである中にも、所謂過大都市は本質的に自治に適しないのであつて、其適例を東京市政の近年に於ける紊亂史に見ると云ふのが、改革家の主張であるらしい。昭和四年の淨化運動に依つて選出された市會は疑獄に終つた。昭和八年の改選に依つて選出された市會は歳費引上げのお手盛りをした。畢竟市會の横暴を制す可く公選市長が餘りに弱いからである。そこまではよいが「故に其地位を強化するには之を官選とするに若かず」と云ふ點に論理の二三階を跳んでゐるのが、改革派的官選論ではないかと觀察される。随分自由思想家らしい聰明な人々にして、都市から自由主義を驅逐し去らんとしたり、都長親任官説を主張したりするのを見るのは、皆この範疇に屬するものである。

官僚系の都長官選論の中にも、改革派の見解に基づくものがあることは事實であり、自治體に對する老婆的干涉心理に動員された官選論もあるであらう。全國を地域的に區劃して、官吏でない都長なるものが治めてゐる一區劃があつては、恰も日本の國土に大きな穴が明いたやうな不自然不安定を感じるほど、骨髓に徹する劃一官治的吏僚心理も想像し得る。併しながら内務官僚系の都長官選論は、決して斯かる純なる動機からばかり出てゐるとは思はれない。陸海軍おの／＼多數の大將あり、外務省に十餘人の大使職がある。司法部内に大審院長、檢事總長あれば、拓務省すら朝鮮總督、臺灣總督は形式上、部内の官吏であらう。然るに内閣の中心を以て任ずる内務省内に一の親任職がない。親任官を以て擬せられる東京都長官は頗る魅力を持つ所以であるのみならず、もし之を公選とすれば、少なくとも東京府の知事以下廳員だけの定員が、内務省管内に於て減少し、三多摩を一縣とするも高官の數は多くを要しない。身分保障以來、人事の行詰りを緩和する爲には、府縣に經濟部長なる新冗職を設ける程の無理をしてゐる内務部に於て、東京府の潰滅は忍ぶ可からざる苦痛に相違ない。更に邪推すれば、官選都長の下、尤大な東京都の吏員群は、恐らく古手官吏天降りの絶好市場であらう。官僚系が都長官選を固守する心理も推するに難くはないのである。

五 都制要望の主要目的

牛塚東京市長は其都制私案の前文に於て「釐骸の下、人口五百萬を擁する世界第二の大都市が、依然として人口三萬の地方都市と、一律同架の市制の下に立てり。隨て帝都百般の施設經營、動もすれば滯滞して能率を擧ぐるに難く、大都市經營の更に容易ならざる

を覺ゆ」と述べて、特殊制度の緊要を訴へてゐる。大東京市を府より獨立せしめ、府縣と並立する都制を布いて、二重監督から離脱するの必要に就ては、市域擴張後、東京府の存在が東京市にとつて甚だ稀薄なものとなつた今日に於て、官民いづれの方面にも最早や異議あるものはあるまい。都制實現を阻む議論の分裂は、畢竟その方法に就てである。出来るならば小異を捨て、實現の道を滑らかにしたいものであるが、都制を必要とする主要目的だけは、逸することを得ない。

東京都制促進の目的は種々あるであらうが、現在に於て、政治的には制度的市政淨化策として、市政技術的には非都市的支配からの離脱策としての二點が、最も重要緊切なる意味を持つものと私は認める。前者に就いて都長の官選公選、都會權限の廣狭に關する方法論が分歧し、後者に就いては區域問題が絡んで來るのであるが、後者に關する世論は、認識も検討の努力も尙ほ不十分なやうである。

東京市政の刷新が、現制度の運用に依つては、到底達せられないと云ふに、世評は殆ど一致してゐるやうである。而して何故に東京市政の現状が、斯かる爲體に陥つたかと云へば、意思機關が其權能を濫用して、行政機關に無用の干渉を加へる爲めである。市會の反省に期待することが最早や不可能の経験済みである以上、市長の地位を今少し鞏固なものにして、市會に依つて輕々しく動かされないやうに制度を改正する必要がある。之が制度的市政刷新策として都制促進の要求される理由であつて、市政近年の實情に鑑み、此主張は都制促進の諸動力中、最も急激強力なるものとして現れてゐるやうである。今の自治的市政機構に大に官治的制限を加へ、殊に行政機關として官吏たる都長官を据えやうとする趣向は、行政機關強力化の意味で純情の改革家群に支持されるのである。第六十四議會の政府案の場合は正に夫れであつたが、問題は官選のみが唯一の都市行政機關強化策であらうかと云ふ點である。自治は決して「全か然らずんば無」ではない。現在の市制よりも、意思機關の權能を弱

め、行政機關を強化する方策は幾つもある筈である。

意思機關の無責任なる横暴を制する爲には、イニシヤテイヴ、レフエレンダム、リコール等の案もあらう。市政調査會の都制案要綱の如く「都議會の構成組織に關しては、英吉利市會長老制、獨逸マギストラート制、もしくは我國貴族院制度、又は伊太利議會等の例を參酌し、現行地域代表制に依る都會議員の外に、知識經驗の士が都政に參與し得べき適當なる制度」を考慮することも一案であらう。牛塚市長案の如く、議員數を減じ、女子參政權を認め、被選舉資格に制限を加へ、中央政黨化を防止し、議員の私利的發案を禁じ、都會議長は都長が兼ね、都會事務局職員に都の職員を充て、都制中に議員懲罰を規定し、内務大臣の監督權としての都會解散を容易ならしめ、都長も亦一般投票に問ふて解散權を行使し得ることとするなども、考慮に値する示唆であらう。或は行政機關強化策として、都長を市民の直接公選に依つて、都會に對する立場を官吏以上に強くすることも不可能ではあるまい。凡そ此種の案には、一長一短あり、我國の自治制に驗されたことのないものが多いので、採用に躊躇を感じるかも知れないが、抑々都制なるものが我地方制度の新實驗である以上、議決機關と執行機關との權限關係に就ても、宜しく大に新機軸を出す可きである。

斯くの如く試む可き多くの案があるのを差措いて、現在の市會に依る市長選舉制が不可であるから、都長は官吏を以て任ず可しと云ふのは、餘に單純な暴論であつて、牛塚市長の所謂「然るに今忽然として自治の基軸たるべき此重要な公選權を都民より剝奪せんか、五百萬都民の帝都自治に對する矜持は、一朝にして覆沒せらる可く、實に時代逆行の容易ならざる問題」である。官選都長は又官吏たるが故に特有の弊害を豫想せしめる。政黨

政治の時代に府縣知事の地位は如何に不安であつたか、官僚勢力の勃興と共に、府縣會の議決取消、又は原案執行等の官民軋轢が如何に頻發するか、冷害對策中の東北知事が何故に轉任せられたか等に鑑みても、思ひ半ばに過ぐるものがある。都長は府縣知事に代つて國政事務を執行するが故に、官吏たることを必要とするの論に至つては、餘に國民の能力を疑ふ官僚の職業的偏見であつて、昔、市が郡から獨立して、官吏たる郡長と同列に國政府縣政事務を民選の市長が其市内に執行して、何等の支障がなかつた歴史を忘れたものである。

市政刷新策として、都長に關する官選公選の兩論は、双方おの／＼理由もあり、賛否相半ばする形勢であつて、既に議論が盡きた以上、此問題を實際に解決する決定條件は、官選論を主張する官僚勢力の消長であらう。しかし道理としては、都制の要求が都市側の必要から發した點に鑑み、自治市制の發展としての都制に於ては、公選の行政機關こそ、疑ふ可からざる當然であつて、制度的市政刷新策の一切は、都長公選制を前提として講ず可く、又その方法にも苦しまないと、私は信ずるものである。

次に市政技術的の見地よりする、非都市的支配離脱策としての都制促進目的は、之こそ都制要求の最も根本的理由に外ならない。如何なる都制案でも、大都市が府縣の監督から脱すると云ふ趣向に就ては一致してゐるが、抑々府縣の監督を脱せんとするのは、單に二重監督による事務手續の煩瑣を簡捷にすると云ふやうな改善の爲ではないのである。實に大都市として存立發展の爲に、府縣と云ふ非都市的なる行政の支配權から解放される必要がある爲に外ならない。日本の資本主義經濟組織が未だ發達しなかつた明治二十年頃には、大都市の股賑が今日の規模と同日の談でなかつたと共に、近代大都市の任務、活動に就いても、正確な認識がある可き筈はなかつた。

其頃の日本の社會を觀察し、直譯知識を之に當て依めて案出した府縣制に、其後大小の改正は加へられたにしても、元來農村本位のものであつて、都市殊に大都市は、府縣治の對象として、寧ろ厄介な存在であつたであらう。大都市の側から見ても、農村的觀念の上に作られた府縣制は、無用の桎梏に過ぎないと感ぜられ出したのが、二重監督離脱運動の根本動因と認めなければならない。

非都市的なる行政支配から離脱するの必要は、外に對して府縣よりの離脱と内務省直轄の都制度を要求し、内に對しては、共通施設の可能なる程度に都市化する地域を一團とする都の區域を要求する。都域問題の根本觀念は此點から出發しなければならない筈である。近代都市の定義は、學者によつて區々たるものであるが、市内人口が非農業的なること、其人口の永住的に密集すること、は缺く可からざる二要件である。昭和七年十月の市域擴張により、東京市内に新一萬七千餘町歩の蔬菜耕地と十萬人近い農業人口とを加へ、市農會を創設しなければならなくなつたことは、都市辨別の一標準たる「事實上農業が存在しない地域」なる概念に反するやうであるが、都市化の可能性を期待して誤らないことは、元の大泉村や赤塚村の地域に對しても安全に豫言し得る所であらう。又一平方哩千人以上の人口密度、即ち平方呎に換算して三百八十五人を、米國の事情から都市の一標準とする説もあるが、東京新市域全體としては勿論、板橋區の一千四百人も此標準以上である。之に反し三多摩の大部分は山地及び農耕地を以て占められて、近き將來に都市化の可能性は認められず、其人口四十萬人の主職業も商工業ではなく、一方呎三百三十八人の人口密度が、今後前記の米國都市標準に近づくことがあつても、三多摩一千二百方呎の地域が非都市的である事實を改めるものではない。即ち今の東京市と三多摩に共通都市施設の

可能性がないことは、都制案の區域問題に就て、殆ど決定的な根本條件と云はねばならない。換言すれば非都市的なる三多摩地方をも將來の都域に包括する都制案ならば、政府と府縣との二重監督から離脱せんとする最大の目的を没却するものであることを忘れてはならないのである。しかし非都市的支配から離脱の必要に就いての検討が十分でない爲に、都域問題は今尙ほ紛淆を免れない實情であつて、沿革的理由を楯に躍起運動する側の主張に引ずられ勝の有様である。

六 三多摩包容の論據

世間では東京都制案に關する意見の對立點が、主として都長の官選民選に在るやうに思はれてゐるけれども、區域問題が官選公選の重要な一基礎になつてゐることは、専門家以外あまり注意されてゐないやうである。現在の市域を以て都域に引直す場合には、公選市長の下に完全なる一帯の自治體たる都制が運用されて一向差支へないに反し、三多摩の一市七十町村を包括する府域を以て都とする場合には、是等の自治體に對する第一次監督者は、現在の府縣制の基本觀念に依り、官吏でなければならないと云ふのが、府域論の上に建設される官選論であつて、牛塚市長案の如く府域にして公選と云ふ場合には、八王子三多摩にも亦區制を布くと云ふ新趣向が、必然に生れて來なければならなかつた所以である。併し府域都制の爲の官選都長でも、官選都長の爲の府域でも、畢竟爲めにする所あらんとする循環論に過ぎない。「三多摩地方その他までも東京都に包含せしめた結果、都長を官選にしたと云ふのであるならば、夫れは三多摩包含が誤謬なのである。其出發點の誤謬を訂正せんとしない

で、却つて之を理由として都長を官選にする等は、甚しい認識不足ではないか」と、第六十四議會の政府案公表當時、市政調査會の發した「疑義」は正に其通りである。

然らば八王子三多摩を以て、實現す可き東京都の區域に包含されなければならないと云ふ、本來の理由は果して何であるか。第一は三多摩地方が東京市と密接不離なる特別關係に在りとするものであつて、之が唯一の客觀的妥當性を主張する純理論の體裁を具ふるものである。第二は三多摩と東京市とが離る可からざる沿革的理由を申立てる主觀的情實論であつて、三多摩人士特有の性情から最も根強い運動の理由になつてゐるものである。第三は客觀的理論も主觀的情實論もどうでもいゝが、要するに今の東京府から東京市を切離した残存部分の始末に困ると云ふ實際政策の困惑であつて、實は之が有らゆる府域論の本音であり、識者の最も憂慮する點であらう。今この三論據の順序を逆に吟味して見やう。

明治時代には官治的都制案の系統中にも、武藏縣或は千代田縣として、東京市を除く残存郡部の處分案が出たこともあつた。隣接郊外及び三多摩を合した八郡と島嶼ならば、優に一縣を獨立せしむるに足る人口及び財力を備へて、其處分に困らなかつた爲めである。しかし市域擴張後は事態が一變して、八王子三多摩だけの一縣は、面積人口に於て全國最小の縣となり、財力また最低に近いものとなる。府縣合併論さへある今日、斯かる小縣を新造するのは時代の逆行のみならず、抑々これでは新縣が將來獨立を維持し得るか疑問であつて、住民が苛税に苦しむこと必定であらう。然らば之を昔に遡つて神奈川縣に併合し、又は埼玉縣の一部にすると云ふ案も、交通關係、經濟關係に於て全然別の系統に押つけるものであり、三多摩人士の東京府民たる意識と面目とを蹂躪し、

其生活を無視する治道の背反行爲である。

故に前回の政府提出案は八王子・三多摩を従来通りの市町村として東京都の一部に留め置かんとし、今度の牛塚市長案は現在の市域並みに三多摩にも區制を布いて、都の下に平等なる多數の半自治體に改造せんとし、市政調査會の都制案要綱は、之を獨立自治團體とし、都との間には市町村組合の如きものを作て共同處理に任じ、三多摩の財政激變を避くる爲に都が相當の負擔を約すると云ふやうな趣向も生れて来る。市政調査會案の如き小獨立團體も、永久に「東京府殘存部分」と云ふ半端なものを地方制度の屑として殘す姑息案たるの評を免れないであらうが、府域に包括した場合を豫想して見ても、三多摩住民の附庸國的立場は解消されるものではあるまい。府の時代は、農村本位の地方制度觀念に依つて府知事が、東京市に對し三多摩地方の利益を擁護することも出来る仕組であるが、都市本位の都制の下では、都長の官選公選を問はず、三多摩の農村的乃至は非都市的利益を、強大なる都市的壓力に對して、一體何人が護り得るのであるか。三多摩人士の幸福は到底十分に保障される望みがないのであつて、「併合せられざりしならば」の歎を、他日に發するの處なきを保し難い。畢竟、三多摩地方を、市町村として都域に包括する案も、區制を布いて都内に留める案も、小獨立自治團體として存置する案も、三案いづれも、實現の後久しからずして再處分するまでの過渡的姑息案たるを免れない。然らば實際問題としては、都制施行の際に三多摩の將來に見通しをつけて、永久變更を要しない他の處分法を講ずることを理想とする。それが困難ならば、他日の根本的處理に俟つことを明示して、判然と臨時的の處置を講ず可く、其場合には獨立團體とする市政調査會案を第一、現状の町村制度に留むる政府案を第二とし、區に改める牛塚案は採る可きものでは

ない。斯かる暫定解決はどうせ姑息である。しかし其姑息を隱蔽することなく、將來の完成を期する方が、寧ろ三多摩住民の爲に圖つて忠なる政道ではなからうか。尙ほ本稿の結論に於て、此點に關する私の思ひつきを述べる筈である。

財政上の問題は如何に解決されるにしても、三多摩人士の感情に於て、都城編入を固執するのは、其東京府下に入つて來た沿革に基づくものである。北多摩、南多摩、西多摩の三郡は、明治の前半期に於て神奈川縣の一部であつたが、明治二十六年東京市に上水道敷設の爲に、水源及び導水關係の保安の必要から、三多摩郡民大多數の反對を抑切つて東京府に編入された。國家の警察權を以てする上水道保護事務が、府縣管轄の相違に依つて信頼し得ないと云ふ割據的觀念が、此編入を決定せしめたものであらうが、今日の紛糾を生じた發端は實に此時の輕率なる處置に存すると稱しても過言ではあるまい。市營水道の水源を多摩川に求め、水源涵養林、貯水池、導水線を三多摩地方に於て市が經營するのみならず、舊澁谷、荒玉、玉川等の各水道も、水源を多摩川に求めた爲に、三多摩の水田は水量利用制限を受けて甚だ迷惑であるが、東京府民たるが故に甘んじて、忍従して來たのに、今東京市の一方的都合で分離せんとするのは、其情誼を辨へないものであると恨むのが、三多摩側の言分らしい。墓地、病院等の好ましからぬ諸施設を東京市の爲に忍んで郡内に設置せしめた犠牲も認めて貰ひ度いやうである。

分離を嫌ふ本音は、恐らく財政上の實利關係に在るであらうが、往年國政府政に鳴らした三多摩壯士の、沿革的情誼論を以て東京市の不條理を駁する場合には、一種の凄味を帯びて來て、其運動は當局者の無視し得ない勢力となるものらしい。東京市の五郡併合の際に於ける反對の猛運動は、功を急ぐ當局者をして、遂に一種の言質

を提供せしむるに成功した。藤沼府知事が内務大臣に市郡併合を内申した際に添附された「市域擴張區域を隣接五郡八十二ヶ町村とする理由」第七項に「三多摩問題」を掲げて「同地方が東京市に編入を希望するは首肯す可き理由あるも、都制施行と市域擴張とは自ら別個の問題にして、此際東京市域に編入することは諸種の事情上、適當ならずと認め之を除外せり。然れども市域擴張の結果、必然的に來る可き都制施行に至りては、三多摩地方の希望を十分考慮するの必要あるを認む」と云つてゐる。

三多摩人士に希望を持たせつゝ、尙ほどうにも解釋の出來るものであるが、同知事から東京市長に向つて發した、將來都制實現の際、三多摩地方の財政困難に對し、市から援助したらよからうと云ふ意味の照會に對し、永田東京市長が五月十四日に寄せた回答に於て「都制實施の場合、三多摩地方は東京市と特殊の關係も有之、適當なる方途を講ずること極めて緊要なる事案と被存候に就ては、同地方を都制の區域に編入することに依り、御來示の如き問題も自然解消を見る可くと思料せられ候」と明言してつた¹⁾。之に依つて市郡併合の大障礙が除かれて、一時の功を速かにしたことは事實であるが、斯かる重要な言質が、市民一般の輿論とは無關係に與へられて、都制實現の有力なる新障礙を形成したことは、當局者の無責任と評する外はない。三多摩人士に對しても、責任を確實に負ふ能はざる不確定の將來を約束したのは、一種の空手形を振出したものである。六十四議會に於ける政府の都制案援護に三多摩人士の猛運動は、斯かる因縁あるが爲めであり、政府官僚又は其別働隊が官治的都制案の氣勢を煽らんとする政略として、常に三多摩の蹶起を當てにする理由も茲に存するのである。牛塚市長の都制私案が、其區域問題に就いて、三多摩の主張に聽從し過ぎた觀のあるのも、曾て府知事として此間の空氣

を知り過ぎてゐる爲であらう。

七 關係疎密の程度

併しながら都制の施行は、我國の地方制度に於て一種の飛躍を試みんとするものである。非都市的要素を多分に有する府縣行政の支配から離脱を策する以上、既に制度上の沿革から絶縁せんとするものである。いよ／＼複雑多端なる大都市經營に意を専らにせんが爲め、本質を異にする農村的繫縛から解放を求むる運動である。過去の爲めではなくて將來の爲めであり、都市の爲めであつて農村の爲めではない。徒に沿革論情實論に拘泥してゐる位ならば、何も事新しく都制案などを目論む必要はあるまい。此意味に於て、都制實現の準備階梯として、東京市郡併合を斷行した當局者にして、其理由の詳細なる分説（本稿第二章）に於て、都市の有機的一體化の必要に就き相當の認識を示した藤沼府知事が、事三多摩問題に關するや、忽ち「都制施行と市域擴張とは自ら別箇の問題」（第六章）などゝ逃げを張つてゐるのは、都制に關する限り十分なる認識を持たなかつたものと見える。不用意にも三多摩の都域編入を約束した永田市長に至つては、沿革情實を理義と必要よりも重んずるものゝ如く、共に市域擴張の功勞者ながら、其都制觀念は首尾一貫せるものと評することは出來ないのである。

近き將來に都市化の望なく、従つて東京市として共通施設の可能性を認め難い三多摩地方を、都域に編入す可き理據は、沿革論だけでは不足である。其處には何か現實に東京市と離る可からざる客觀的事情の證明がなければ、非都市的部分を排除する建前の都域に編入を主張する理由は成り立たない。此點に關し三多摩包容論者は、

1) 東京市役所編、東京市域擴張四八四頁。

東京市との間に密接不離なる特別關係あることを主張する。極端なのは、多摩御陵を都域以外に置き奉らんとすると云ふ不敬呼はりを以て、市域都制論を誣ふるものがあるけれども、此種の問題は輕々に論争の題目に供す可きではあるまい。最も顯著なのは水道關係で、又多磨墓地、養育院、全生病院、精神病院等、市の諸施設が現に三多摩に在り、將來の火葬場、屠殺場、塵芥焼却場等、大規模の施設は、人口稠密な東京市内に其敷地を得難く、必ず三多摩地方に設置する外あるまいとも云つてゐるやうである。市民の行樂散策地たる多摩河畔、高尾山、奥多摩などを持つことも、所謂東京市との密接不離なる關係の一つであると云ふ。

上水道の水源として、東京市は最も多くを多摩川上流に依頼し、三多摩地方に於て此關係の施設を維持することとは、前章の沿革論に於て述べた通りである。しかし今日では江戸川にも上水道の水源を求めて埼玉縣に依頼する部分もあり、多摩川の水源涵養林の保守に就いて山梨縣に依頼する分がある。水源地なるの故を以て、都域に包容す可き獨特の理由は、最早や主張するを得ないのである。強ひて主張するならば、東京に於て消費する電力は、鬼怒川や猪苗代湖から送電されるものもあるから、夫等の電源地方も亦東京都域に包容する必要が起らうなどと擲論されるかも知れない。墓地その他の施設は、大都市周囲いづれの地方を問はず、必要に従つて設定する可きもので、現に疑獄を起した東部墓地は、千葉縣下である。三多摩が東京市との所謂密接不離なる關係ありと云ふものに、概ね近隣關係以上の特殊性を認め難い。殊に是れ等は何れも東京市の施設ばかりで、等しく東京府管内に在りし從來の行政的沿革に基づくと云ふだけの話である。東京市との關係の疎密は、寧ろ市民活動の動向に依つてトせらる可きものであらう。此意味に於て行樂地としての三多摩が相當重要視せらる可きことは云ふま

でもないが、之を神奈川縣下たる湘南地方に比較すれば、到底三多摩の特別關係に援用して有力なる證明ではあり得ない。此程度の關係を以て都域編入の理由と主張するならば、他府縣にして東京都域編入を、三多摩よりも有力なる論據を以て主張し得るものが多々ある筈である。

何れにしても三多摩包容論者の主張する東京市との密接不離なる特別關係なるものは、隣縣の近接部分と特に區別して考ふ可き客觀的事實に基づくものではなく、行政區劃の沿革から派生するものであつて、是れ亦悉く前章に述べた沿革的情實論中に配列さる可き中分と云はねばならない。然るに都制の施行が沿革からの飛躍であるとすれば、斯かる沿革論を認めるか否かの問題は、都制要望の主要目的を捨てるか否かの問題である。道を滑にする爲に相當妥協するのもよいが、其爲に本來の目的を没却するならば、都制に改めることは徒に制度を弄ぶの評を免れないであらう。三多摩包容論の歸する所は、殘存部分の始末に困ると云ふ消極論である。理由は之だけで十分なのである。唯一人の國民と雖も去就に迷はせるのは政道の本旨ではない。況んや四十餘萬の三多摩住民をや。十分に其幸福利益を考へるのが當然であつて、之だけで、都制施行に當り三多摩問題を重要視す可き立派な理由を成す。此正々堂々たる理由を措いて濫に沿革的情實論や、客觀的妥當性なき特別關係論を援用して來るのは、俗耳には入り易くとも、根本的解決に資する所以ではあるまい。

併しながら三多摩地方が東京市に對する近隣關係に於て、相當重要な遠郊的意義を持つことは否定し得ない。連稽的に家屋の密集してゐる地域は、昭和七年の市域擴張に依つて殆んど完全に東京市の行政區劃内に入つて了つたが、都市的な要素は必ずしも家屋の櫛比ばかりとは限らない筈である。學者の所謂「東京都市勢力圈」と

か「東京都市生活圏」が、もし三多摩地方に於て、他の方面よりも特に伸長してゐるならば、現状よりも將來に於けて都市化の可能性を認めて、三多摩を都域に包容する一論據にならぬこともあるまい。

慶應義塾の奥井教授は、定期券旅客交通量、交通等時間距離等の交通因子、新聞市内版配達、百貨店無料配達等の社会的因子、電話即時通話、遠達便配達等の郵便的因子、都市計画法、市街地建築物取締法、借家借地法等の法律的因子の類を摘出して、東京都市生活圏決定に資せんとする調査を發表してゐる。

此調査に依れば、交通因子、社會因子、及び遠達便配達區域等は、明白に南方神奈川縣下に著るしく延びて居り、北方埼玉縣下、東方千葉縣下に比較するも、西方三多摩方面へは東京都市生活圏が延びてゐるとは認められない。其中で昭和八年十二月一日に實地調査の、東京驛を中心とする等時間交通距離を見るに、四十分で達する範圍の極限は、東海道線が保土ヶ谷及び櫻木町、東北線が浦和、房総線は津田沼に達してゐるのに、中央線は西荻窪、小田原急行は經堂で、三多摩地方には一歩も入つてゐない。一時間範圍では、神奈川縣の逗子、鎌倉、藤澤、埼玉縣の白岡、千葉縣の千葉市に達し得るのに、東京府下では辛じて立川驛に達するだけで北多摩郡の範圍を出でないことを示してゐる。隣縣の縣廳所在地に達する時間を以て、三郡の中心にも達し得ない三多摩の東京市に對する交通關係は、決して密接なりと稱することは出来ないであらう。

都心から等時間又は等費用を以て交通し得る地域内に、略ぼ相似たる通勤者の居住分布を示すのが常である。交通路線の種類及び輸送量は、文化と經濟との發達に追隨して、敷設もしくは規定されるのであるが、一旦設定された交通路線は、文化と經濟との方向を指導するに至るものである。東京市の四周に對する交通關係の疎密は、市民及び不在市民の居住及び消費關係を決定し、且つ之に依つて一層その疎密の差を甚しくするものとすれば、將來に於ける三多摩の東京都市生活圏化は、神奈川、埼玉、千葉等の隣縣以上ではあるまいと豫想せざるを得ない。

東京で發行される新聞紙の朝刊第七版乃至第八版、即ち所謂市内版が配達される區域は、又夕刊第三版も配達されて、最終のニュースを最も速かに知り得る區域であるが、市内最終版を讀み得る人々の間に、文化の同等意識とも云ふ可きものが發達してゐることは、何人も知る通りである。昨年十二月の汽車時間改正以來、此市内版區域は、南方が川崎、横濱兩市、及び大船、鎌倉、横須賀等の横須賀線省電沿線、東方が千葉市まで、北方が赤羽、西方が吉祥寺を以て限られるのを、東京新聞の通例とする。東京市の同等文

化意識圏が、著しく神奈川縣下に延長し、北方及び西方は殆ど市域を出でないことを知り得る。本年の中元賣出し廣告に刷り出されてある百貨店の無料配達區域は、之よりも範圍が廣く、神奈川縣下は辻堂、鶴沼、片瀬、葉山、横須賀、埼玉縣下は川越、大宮、粕壁、千葉縣下は野田、千葉、東京府下は漸く八王子まで延びてゐる。

是等の諸現象を通觀して、所謂東京の都市生活圏は、南方神奈川縣下に向つて發展の傾向が極めて顯著であるに反し、三多摩の方向に於ては、甚だ微々たることを察するに足る。例へば八王子市が東京の都市的生活に影響される程度は、構須賀、浦和、千葉の諸市以下であることが、蔽ふ可からざる事實であり、西多摩郡山地の如きは、居住的、文化的、消費的關係に於て、殆ど東京の都市的生活には全然没交渉であると稱して差支へないのである。三多摩都市化に關する可能性が、果して斯くの如くであるとすれば、都市的共通施設を目的とする都制の區域からは、當然除外さる可き筈であつて、若し三多摩をも都域に包容する程度に、都域の範圍を擴げるならば、現に都市發展の無限界性を現して、東京の都市生活圏化してつた神奈川縣、埼玉縣、千葉縣の一部も、亦東京の都域に包容するのが當然であらう。

八 東京、川崎、横濱と殘存部分

都市生活圏の實際の發達狀況を法認し、隣縣に屬する部分をも、現在の東京市と同一行政區劃内に包容すると云ふ着想は、大都市生活を自由に發達せしむる爲に、頗る示唆に富むものである。而して此着想は、殆ど連續的と稱す可きほど密接、連續し、且つ相互に地域的分業を擔任してゐる川崎、横濱の二市に對して、最も適用の可

能性を有するものである。昭和七年に東京市が隣接五郡を併合した際に、當時の藤沼府知事が公式に挙げた市域擴張理由(第二章參照)たる、市民生活の實際領域に行政區域を合致せしめて統合的自治體構成、不在市民の市政參與、財政能力擴張と經費の合理化、帝都の安寧秩序と市民生活の幸福増進、大都市構築の基本施設統制、公營事業の綜合計畫と普及改善、教育、社會事業、保健衛生等諸施設の統制と普及改善、及び産業の開發振興等の必要は、悉く之を三市併合の爲に適用し得る理由ではあるまいか。

事情の聊か異なるのは、唯だ府縣を異にすること、往年の隣接町村に比し、横濱が既に相當の大都市であることである。しかし市郡の境界と府縣の境界とは、程度の差に過ぎず、府縣制第三條は其變更の可能性を豫想してゐるのであり、交通發達の今日、荒川放水路よりも狭い六郷川は、固より天然的境界の意義を持たない。又横濱の發達は抑々東京の外港としての使命に基くものであつて、三年前に東京市が併合した八十二箇の各町村とは比較にならぬ大都市であるが、東京市に對する衛星的地位は、本質的に備はるものと稱す可く、唯だ其稍大なるものと云ふに過ぎない。假令ひ京濱兩市に二個の大中心ありと想定しても、北九州五市に目下進行中の合同計畫が多中心的なるに比すれば、遙に纏まりがつく筈である。

府縣を異にしながら、横濱、川崎兩市が、明白な東京の都市勢力圏内に在ることは、兩市の市民が東京新聞の最終市内版を讀み、不便な東京市内よりは遙に速に都心に達し、東京發達郵便の配達を受け、デパートの買物は無料で配達される等の事實に徴しても明かであるが、他にも幾多の徴證を擧げることが出来る。横濱の輸出貿易港としての重要性は、大震災の打撃と米國の生糸需要減退に依り、昔日の俤を留めない。大に工業立市を策し

てゐるが、其工業は鶴見に偏し、市内中心部の商工業は明白に不振で、東京の引力に對する横濱の衛星的立場は、逐年顯著になりつゝある。同市更生策の一大項目たる住宅地開發の如きも、鶴見區以外に於て人口の増加しない横濱人の爲めではなくて、東京人口の移住獎勵である。鶴見の山の手に在る市營住宅には、第一に東京方面に勧誘が發せられた事實や、省線電車を櫻木町から更に延長して、磯子方面まで東京通勤者の住宅地化せんとする運動などに鑑みても、横濱は最早や東京なくして立つ能はざる都市であることは明白である。

寧ろ川崎市の方が、獨立的意義は横濱市よりも明かであるかも知れない。河海兩面の交通を有する同市の工業的便利は、横濱の鶴見工業地帯に比して一層有望であるからである。しかし之も畢竟、政治經濟の中心地にして、消費人口の大量を擁する東京を背後に控へてゐる結果に過ぎない。要するに大東京の工業地域としての任務を分擔するだけの話である。

斯かる都市の缺陷は、昨年十二月から本年一月にかけての赤痢大流行によつて遺憾なく暴露された。當時數百名の患者が一時に發生し、毎日十數人づつ死んで行き、有らゆる學校を鎖さねばならぬ慘狀を現出して、同市民のみならず、東京、横濱兩市民の恐慌は甚しかつた。

其原因は多摩川に於ける市營水道取入口の河床低下に依り、伏流式水道の衛生的條件が全然失はれた結果、水道の媒介に依るものであると稱せられたが、傳染徑路は何であつても、川崎市の一般衛生狀態が今少し高度であつたならば、之ほどの猖獗は見なかつた筈である。約十四萬の人口に傳染病常備ベッド四十八個に過ぎず、赤痢發達の初期、同市の醫師が傳染病たるの診斷を下さなかつた爲に防疫の手廻れを生じたなどは、皆、都市衛生の閑却無自覺を語るもので、同市及び神奈川縣ともに、負ふ可き責任を怠つてゐた證據である。僅々十餘年間に人口が三倍に急増した川崎市としては、そこまで手が廻りかねたであらうけれども、工業専門の同市が、初めから東京市の一部であつたならば、此種の考慮は夙に行届いてゐた筈である。

防疫に限らずあらゆる都市施設に不完全な畸形的發達の川崎市を、現状に放置することは同市民の不幸のみならず、隣接する東京横濱の甚だ迷惑とする所で、何うしても都市としての同一標準に達せしむる共同施設の必要が促されて来る。

横濱、川崎の兩市が東京の都市的勢力の下に影響されつゝある徵證は其他にも尙ほ多いであらうが、川崎市背後の東横沿線が、慶應義塾、法政大學等の移轉に依つて、急激に東京化し、住宅地域として發達しつゝある傾向も見通し難い。此邊や鶴見區、神奈川區の西部には、尙ほ田畑が多いけれども、南に伸びる傾向を持つ東京の都市生活圏は、必ず數年ならずして此方面の人口を相當稠密ならしめるに相違ない。従つて非都市的支配を不便有害に感じ、都市としての共通大規模の施設を必要とする時機は、此方面にも早晚來なければならぬ。即ち東京、横濱、川崎の三市と、神奈川縣橋樹郡の一部に亘つた事實上の大東京都市生活圏に於て、昭和七年の市域擴張理由を適用し得可き情勢は、必至の傾向と云ふ外はない。假に府縣境界を超越したる合同が出来たとすれば、茲に更に殘存郡部の處理に關して、三多摩問題解決の一大示唆を發見し得るのである。

昨年十月の推計人口に於て、神奈川縣の百七十八萬人から横濱市及び川崎市の合計八十四萬人を引けば、殘存市町村は九十四萬人で、東京府六百十四萬人から東京市五百六十六萬人を除いた四十八萬人の大部分を占める八王子三多摩に比し、遂に獨立的可能性を持ち、面積財力に於ても同様であるけれども、到底十分ではない。昭和五年九月、内務大臣の諮問に答申した六大都市市長側の「大都市制度に關する意見書」中、大都市分離後、府縣殘部の始末に就いて、横濱市の分に、殘部が獨立經營の可能性あることを述べつゝ、「尙本件に就ては東京市を除

きたる殘部の東京府の區域と併せて一縣と爲すも一案たる可し」と云ふのは當然の思ひ付きであつて、横濱、川崎兩市及び橋樹郡の一部を東京市に併合する殘部に就ても、同様の趣向を立て得る。

兩府縣殘部の合併は、財力を強化するものではないけれども、三多摩側は神奈川縣に附庸的に併合されると云ふ面目を救はれて、合併は對等的に行はれる點に、其自尊心を保持し得るのみならず、明治二十六年以前は元來同縣の管轄に屬してゐたのであつたから、隣接する橋樹郡、都筑郡、高座郡、津久井郡とは、大して郡情の相違はなく、寧ろ農山村として一體の縣治を便とする事情も少なくはないであらう。抑つけられたと思へばこそ憤慨にも堪へないであらうが、東京府と神奈川縣が先づ合併し、次に東京市が横濱、川崎の二市その他の部分まで市域を擴張し、最後に此大東京市が府縣から獨立すれば、殘存部分は厭でも一箇の府縣として殘ることを考へて見るのも一つの諦め方であらう。

しかし「東京市の區域を住民の社會的、經濟的、及び政治的の實際領域と合致せしめ、以て統合的自治體を構成し、關係住民の共同利益の伸張を圖る」爲には、之でも少し狭いかも知れない。將來の無限界的發展に備へるならば、大東京の都市區域は今少し廣汎に亘つて共通的都市施設の必要があらう。斯く考ふれば、北は浦和、東は千葉、南は横須賀の各市、府下は北多摩郡を含む區域を想定し得るのであるが、新に千葉、埼玉兩縣から縣廳所在地を奪ひ、兩縣の殘存部分の處分問題が派生して来る。従つて此案は、東京、神奈川、埼玉、千葉の一府三縣乃至は茨城縣の一部までも包括する東京地方計畫を前提とし、其中の都市部分と其遠郊農村部分とに分けて處理しなければならない問題である。實は東京都制問題も茲までの見通しをつけるならば、三多摩問題の解決も困

難でないのであるが、東京府と云ふ餘りに小なる行政区劃の因縁に拘泥するが故に、處分に窮して理由にならない詭辯を弄したり、無用の窮策を講じたりすることになるのである。

都市は都市として、其郊外農村は郊外農村として、又純粹農山村は純粹農山村として、各々の存立と發達との分業的使命がある筈であるから、急激強大なる東京市の發展勢力が抑へ難い以上は、究極に於て一府四縣に亘る東京地方計畫と、其中に現在人口七百萬に近い東京都の行政的一體化を圖る外ないであらう。しかし私は茲に「都市計畫區域は廣きを可とし、行政區域は狭きを可とする」趣旨に基き、一府四縣案の方は當分地方計畫の確立を逕懸するに止め、先づ防空演習の共同防禦區域たる、東京、横濱、川崎の三市及び一部の隣村を合併して、大東京の最も濃厚なる生活圏を法認し、今までの東京に缺けたる大貿易港と大工業地帯との、新地域を加へんことを提案するものである。

過大都市の不可を唱ふる反對論は必ず起るであらうが、事實の大勢は阻止することを得まい。寧ろ有機的一體の大都市經營に依つて、事實の大都市が陥らんとする病弊を出來るだけ避けるのが當然である。川崎の赤痢事件のやうな脅威を都市生活の何れの方面に於ても再現してはならないからである。又必ず地方制度の既成觀念に基づく反對論があらう。しかし日本の地方制度も再吟味の時機に達し、内務省でも其改正調査に着手したと云ひ、新聞紙の傳ふる所では劃一主義の打破も其一目的であるとか云ふ。東北地方の特別制度、大都市の特殊制度など皆考慮に上らねばならない。京濱間三市の合併なども、最早や突飛な夢想ばかりでもあるまい。

遮莫、遠大な計畫は關係者の頭腦を開拓するに年數を要するのに、東京都制は促進の急要に迫られて、遠大計畫の確定を待つては居られないと云ふのが、實際政策論であらう。然らば段階を追ふて實現を期す可きものであつて、決して後戻りしてはならない。第一段階は市域の大擴張であつた。第二段階は所謂都制の實現である。第三段階は東京、横濱、川崎及び其隣村の合併と、東京神奈川兩府縣殘部の合併でなければならない。而して第四段階に至つて一府四縣計畫の完成に至る可きものであらう。然りとすれば第二段は第一段を承け、第三段第四段を豫想する都制案でなければならぬのであつて、官治的都制の趣向、殊に府域を以て都域とする案などは、何等の見通しもない後戻りの姑息案と評するの外なく、市政調査會の都制案要綱に今少し市政刷新的考案を加へた位が最も無難な所と認められる。

都市の發展は高等動物の成長の如く、手足次第に其規模を大にするに反し、地方行政の制度は蝦蟹の生態に似て、堅い外骨格に包まれてゐる爲に、成長するには皮殻を破脱しなければならない。しかも成長を否定することは、都市の如き生物の宿命に反するのであるから、破る可きものは躊躇なく破る外に途はない。是れ即ち沿革や情實、行政區劃などの桎梏に加へらる可き文化の暴力であつて、夫れは戦争の如く無限界的に行使する可きものである。防空演習の想定に於て、一括的に敵機的目標になつた、東京、川崎、横濱の三市は、今や其行政區劃に對する文化の爆彈を浴びつゝある。防衛は何れも共同でなければならない筈である。(昭二〇、八、二〇)

(追記) 東京市と五大都市との差別待遇

昭和十年二月末、第六十七議會に於て衆議院に政民兩黨の議員から提出された「五大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案」は、府縣制中改正法律案外三件委員會に併託されて、三月二十五日滿場一致で可決されたけれども、本會議には上らず流産して了つた。しかし

全文十條の簡単な此法案は、東京の特別市制を政府の都制立法に委して、他の五大都市だけ「従来の區域に依り」二重監督を脱しつゝ、自治市政を維持せんとする分離傾向の明白な表明として、都制案更外編の一章を成すものであらう。特別委員会が此法案を可決するに當つて「政府、東京市政の現狀に鑑み、速ニ東京都制ノ調査ヲ遂ゲ其ノ制度ノ確立ヲ圖ルベシ」と附帶決議した。東京府選出代議士は東京都制案先決、少くとも五大都市と同時に立法を力説し、政府委員も其趣旨には賛成であつた。

此委員会に於て、五大都市案が議に上る前の、東京都制問答も注目し得る。船田代議士の促進主張は制度的市政淨化論の典型的表現であつた。三上代議士の熱望は、都制さへ與へられるならば、都長官選も忍ぶ方の代表意見であつた。殊に同代議士は、政府が今議會に東京都制案を出さないならば、一昨年の内務省案を其まゝ議員提出案として上程するかも知れないが、政府の賛否如何とさへ詰寄つた。後藤内相はあの儘では賛成出来ぬと答へたが、政府側にも委員側にも東京の自治政を守らんとする議論は一つも出なかつた。

東京都制案を「次の議會には何等かの形に於て提案したい」と後藤内相は言明した。而して其内容は「一昨年の儘の要目ではないけれども、あの「都制案が逐ふてゐる方向について、非常な變つた考を持つてゐると云ふ譯ではありませぬ」とて、自治體としてよりも帝都として官治の必要を認める意向も洩した。來春六十八議會に現る可き東京都制案の傾向も、大凡そ推察に難くない所以であり、衆議院内の空氣も亦大體見當がつく譯である。

しかしながら帝都として國政上の必要に對しては、警視廳もあることであつて、何も東京市だけが他の五大都市とは別格の官治都市にしなければならぬ理由はあるまい。五大都市は現在の市域で府縣から獨立しやうと云ふのに、東京市だけは三多塵を抱へ込んだ府域の中に減じなければならぬ理據如何。東京市民たるものは飽くまで此點を追求し、此差別待遇を拒絶する權利を有する筈である。



昭和十年十月二十五日印刷

「東京都制問題小史観」

昭和十年十月二十八日發行

定價 二十錢

編輯兼
發行者財團法人
東京市政調査會

東京市京橋區築地四丁目四番地

印刷者

鈴 木 茂

發行所

財團法人

東京市政調査會

東京市日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

刷印社會式株刷印間三屋中



OAZ

213